

川崎市バス事業アドバイザー・ボードの公開に関する要領

令和 6 年 8 月 1 日
6 川交経企第 2 4 5 号

(目的)

第 1 条 この要領は、川崎市バス事業アドバイザー・ボード（以下、「アドバイザー・ボード」という。）の公開について必要な事項を定める。

(傍聴定員)

第 2 条 アドバイザー・ボードの傍聴を認める者（以下、「傍聴者」という。）の定員は、5 人以内とする。

(傍聴手続)

第 3 条 アドバイザー・ボードの傍聴を希望する者は、あらかじめ交通局長が指定する日時及び場所において傍聴申込みの受付を済ませなければならない。

2 前項において、傍聴を希望する者が定員を超えたときは、先着順により傍聴者を決定するものとする。

3 傍聴者は、傍聴者名簿に住所及び氏名を記載するものとする。

(秩序の維持)

第 4 条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴を認めないものとする。

(1) 危険物、プラカード、ビラ、拡声器その他、アドバイザー・ボード会場（以下、「会場」という。）に持ち込むことが適当でないものを所持する者

(2) はちまき、たすきその他これに類するものを着用している者

(3) 酒気を帯びている者

(4) 交通局長がアドバイザー・ボードの運営に支障があると認める者

2 傍聴者は、会場内の指定場所に着席しなければならない。

3 傍聴者は、次の事項を守らなければならない。

(1) 交通局長の指示に従うこと。

(2) 会場において発言し、拍手をし、又は喧騒な行為を行わないこと。

(3) 写真等の撮影及び審議における発言の録音をしないこと。

(4) その他会場の秩序を乱し、又は会議の進行を妨げる行為を行わないこと。

(報道機関の傍聴)

第 5 条 報道機関については、傍聴定員の外とし、交通局長の指示に従い傍聴できるものとする。

2 報道機関は、審議における発言の録音をしてはならない。

3 報道機関は、写真等の撮影については、交通局長の指示に従い行うものとする。

(会場からの退去)

第 6 条 交通局長は、傍聴者等がアドバイザー・ボードの進行を妨害するなど、アドバイザー・ボードの運営に支障となる行為をするときは、当該傍聴者に会場からの退去を命じることができる。

(会議の非公開)

第7条 交通局長は、審議、検討又は協議に関する事項であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるときは会議を非公開とすることができる。

(交通局長の措置)

第8条 この要領に定めるもののほか、交通局長は、臨機に応じて必要な措置をとることができる。

附 則

この要領は、平成29年7月21日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年8月1日から施行する。